

平成27年度 第1回石川県海面利用協議会の概要

- 1 開催日時 平成27年11月19日(木) 午後2時00分～3時30分
- 2 開催場所 石川県庁 11階 第1106会議室
- 3 委員の出席 10名中、8名出席
- 4 協議会の概要

開会挨拶 勝木会長、津田水産課担当課長
議 事 次第に基づき、順次説明及び質疑応答

(1) 「やす」、「もり」の使用に関する看板設置について

事務局

平成26年6月開催の石川海区漁業調整委員会において、加賀地区の委員から遊漁者が使用する「やす」や「もり」に対するルールのあり方等について提言があり、昨年度の当協議会で検討した結果、すぐに公的規制を設けるのではなく、遊漁者に対する周知からはじめることとしたことを受け、平成27年11月上旬、遊漁者に対して注意を促す看板を加賀地区に5箇所設置したことを報告した。

委 員

看板設置により、地元漁業者も遊漁者への周知がしやすくなったと思われるので、当面はこれで様子を見ろということよ。

(2) 遊漁船のあかいか釣りに係る光力規制について

事務局

本年7月、金石地区において、あかいか釣りにおける光力をめぐる漁業者と遊漁者とのトラブルがあり、当協議会委員を通じて調整に至った経緯を報告し、今後の調整方法として、公的規制を設けることの是非について意見を伺いたい。

委 員

非漁業者のうち、比較的光力が大きいのは遊漁船業を営んでいる者で、その他のレジャー船は10kw～15kw程度である。このため、それぞれの分野ごとに光力を設定する必要があるが、公的規制によるものではなく、漁業者と遊漁者双方の話し合いによる調整が望ましく、県が目安となる光力を設定し、遊漁船業者登録の更新時などの機会を利用し光力を守ってもらうよう周知するとともに協力を依頼した方がよい。

事務局

県としては、石川海区漁業調整委員会において、委員会指示の発動はできるが、相応のコンセンサスが得られていないと難しい。関係者双方の話し合いによる調整で、法的な裏付けがあるものとしては、他県の漁場利用協定の事例があるので、第

2回の協議会において、その事例を報告し、本県での方策について検討していただきたい。

(3) クロマグロの資源管理に関する遊漁への協力依頼について

事務局

クロマグロの資源管理の概要を説明し、漁業者に対し漁獲規制をするうえで、遊漁関係者にも資源管理への理解と協力が必要であり、本県に登録のある遊漁船業者、石川県釣り団体協議会及び小型船安全協会に対し、漁業者が操業自粛等のレベルにまで至った場合には、遊漁においてもそれに歩調を合わせてもらうよう協力依頼した旨報告した。

委員

本県では、内浦でシビコ（クロマグロ小型魚）を釣っている者がいる程度で、資源量に影響するほど

レジャー船がマグロを捕っている実態はない。

マグロは船上に揚げてしまうと、すぐ弱ってしまうため、取扱いが難しい。

事務局

本県のマグロの漁獲は、定置網が大半を占めるが、内浦・小木では曳き縄釣りで小さなマグロを釣っている。県は、定置漁業協会を通じ、混獲を避けるためにこれまでにない休漁措置を設けるなどの取り組みをお願いしているので、委員各位の関係者へのご協力をお願いしたい。